

三重県飲食店時短要請等協力金【第4期】 【本申請】

(令和3年8月14日～令和3年9月30日)

【申請受付要項】

【受付期間】

令和3年10月1日（金）から同年11月5日（金）まで

【受付方法】

1 申請書類の提出方法

郵送のみ受付 令和3年11月5日（金）まで（消印有効）

※新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から持参による提出は一切受け付けできません。

※送料が不足する場合は受け付けできません。発送前に必ず送料を確認のうえご提出ください。

<宛先> **〒514-8799 津中央郵便局留**

三重県飲食店時短要請等協力金【第4期】事務局 宛

※他の申請書類と分別するため、宛先は必ず、

「三重県飲食店時短要請等協力金【第4期】事務局」としてください。

※切手を貼り付けのうえ、必ず、裏面に差出人の住所および氏名をご記載ください。

※必ず、レターパックや簡易書留等、郵便物の追跡ができる方法で郵送してください。

2 申請書類の入手方法

以下のいずれかの方法で入手してください。

① 三重県庁のホームページからダウンロード

(http://www.pref.mie.lg.jp/SHINSAN/HP/p0016400027_00019.htm)

② 郵送にて請求（上記宛先へ請求、令和3年10月22日（金）までの受付（消印有効））

※必ず返信先を記入し、250円切手を貼り付けた返信用封筒（角型2号）を同封してください。

送料が不足する場合、返送できませんのでご注意ください。

【お問い合わせ先】

県庁、市役所・町役場や商工団体の窓口での申請等の相談は行っておりません。協力金の申請等については、以下の相談窓口にお電話にてお問い合わせください。

<お問い合わせ先> ◆三重県飲食店時短要請等協力金相談窓口

電話番号：059-224-2247

受付時間：9時から17時まで（平日のみ）

開設期間：令和3年11月19日（金）17時まで

※必ずお読みください※

- 1 今回の飲食店時短要請等協力金【第4期】に関する申請は、1事業者につき1回限りとなります。
- 2 協力店舗ごとに「三重県飲食店時短要請等協力金」の一部を早期に支給する申請（以下「早期支給」という）を行った事業者は必ず、本申請を行ってください。本申請を行わない場合、協力金の申請を辞退したものとみなされ、早期支給済みの協力金全額を返還していただきます。
- 3 令和3年度に実施する三重県集客施設時短要請協力金、三重県地域経済応援支援金又は三重県酒類販売事業者等支援金と本協力金は重複して申請することはできません。
- 4 協力金の支給決定後、支給要件に該当しない事実や不正等が判明した場合は、協力金の支給決定を取り消します。この場合、申請者は、協力金を全額返還していただくとともに、事業者名等が公表されることがあります。
- 5 協力金支給事務の円滑・確実な実行を図るため、必要に応じて、三重県は、対象店舗の時短営業等の取り組みに係る実施状況等について、検査又は説明を求めることがあります。
- 6 三重県が特に確認しなければならない事項があると判断した場合、確認のための連絡を行い、追加の書類提出をお願いすることになります。確認のための連絡が取れない場合や必要書類が提出されない場合等、申請内容の不備が、三重県の指定する期間内に解消しなかった場合、申請者が協力金の支給を受けることを辞退したものとみなし、不支給の決定を行いますのでご理解ください。
- 7 三重県からの要請に対して協力をいただいた事業者として、店舗名を三重県ホームページにおいて市町別に公表します。
- 8 協力金の不正受給は犯罪です。虚偽申請や不正受給等が判明した場合、協力金の支給を受けた事業者名等を警察へ通報する場合があります。

I 協力金の概要

■趣旨

本県における三重県新型コロナウイルス「緊急警戒宣言」（以下「県独自時短要請」という。）期間及びまん延防止等重点措置適用期間、緊急事態措置適用期間である8月14日から9月30日の間、県の要請に応じて、時短要請等の対象となる店舗（以下「対象店舗」という。）の時短営業等に全面的にご協力いただける飲食店事業者の皆様に対して、「三重県飲食店時短要請等協力金【第4期】」以下「協力金」という。）を支給します。

■各期間の要請内容等

1 県独自時短要請期間 ※令和3年8月14日から8月19日まで（6日間）

対象市町	県内全域
対象店舗	通常時に20時を越えて営業する飲食店
要請内容	<ul style="list-style-type: none"> ・20時までの営業時間の短縮 ・業種別ガイドラインを遵守した感染防止対策を実施すること

2 まん延防止等重点措置適用期間 ※令和3年8月20日から8月26日まで（7日間）

	特に重点措置を講じる区域	その他の区域
対象市町	桑名市、いなべ市、木曽岬町、東員町、菰野町、四日市市、朝日町、川越町、鈴鹿市、亀山市、津市、松阪市、多気町、明和町、大台町、伊賀市、名張市	伊勢市、鳥羽市、志摩市、度会町、玉城町、南伊勢町、大紀町、尾鷲市、紀北町、熊野市、御浜町、紀宝町
対象店舗	<ul style="list-style-type: none"> ・県内で通常時に20時を越えて営業する飲食店（※1） （※1）食品衛生法上の飲食店営業許可を受けている結婚式場も含む。また、ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る）において結婚式等を行う場合も同様。	
要請内容	<ul style="list-style-type: none"> ・20時までの営業時間の短縮 ・酒類の提供を行わないこと（持ち込みも不可）【昼夜問わず終日】 ・飲食を主として業とする店舗（※2）及び結婚式場はカラオケ設備の利用を行わないこと【昼夜問わず終日】 ・業種別ガイドラインを遵守し、感染防止対策を徹底すること （※2）カラオケ設備のあるスナックやカラオケ喫茶等。カラオケボックスは除く。	<ul style="list-style-type: none"> ・20時までの営業時間の短縮 ・飲食を主として業とする店舗（※2）及び結婚式場はカラオケ設備の利用を行わないこと【昼夜問わず終日】 ・業種別ガイドラインを遵守した感染防止対策を実施すること （※2）カラオケ設備のあるスナックやカラオケ喫茶等。カラオケボックスは除く。

3 緊急事態措置適用期間 ※令和3年8月27日から9月30日まで（35日間）

対象市町	県内全域
対象店舗	<ul style="list-style-type: none"> ・酒類又はカラオケ設備の提供（酒類は利用者による店内持込も含む）をしている飲食店（※1） ・酒類及びカラオケ設備の提供をしていない飲食店（通常時の営業終了時刻が20時を越えるもの） <p>（※1）食品衛生法上の飲食店営業許可を受けている結婚式場も含む。また、ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る）において結婚式等を行う場合も同様。</p>
要請内容	<ul style="list-style-type: none"> ・酒類又はカラオケ設備の提供（酒類は利用者による店内持込も含む）をしている飲食店 <p>→① 休業 又は</p> <p>② 酒類及びカラオケ設備の提供をやめたうえで、20時までの時短営業（※2）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・酒類及びカラオケ設備の提供をしていない飲食店（通常時の営業終了時刻が20時を越えるもの） →20時までの時短営業（※2） ・業種別ガイドラインを遵守し、感染防止対策を徹底すること <p>（※2）20時までの時短営業を行う場合は、通常の営業終了時刻が20時を越えている店舗に限る。</p>

■支給額

県独自時短要請期間分（8月14日～8月19日）

まん延防止等重点措置期間分（8月20日～8月26日）

緊急事態措置期間分（8月27日～9月30日）をそれぞれ算定し、合算してください。

※対象店舗を複数有する場合は、要請期間中、県内の全ての対象店舗において、要請に応じる必要があります。

※早期支給を申請された方は、支給総額と早期支給分との差額が支給されます。

※支給額の算定においては、テイクアウトやデリバリー等を除いた売上高を用いてください。

1 店舗の所在が「桑名市、いなべ市、木曽岬町、東員町、菟野町、四日市市、朝日町、川越町、鈴鹿市、亀山市、津市、松阪市、多気町、明和町、大台町、伊賀市、名張市」の場合

（1）売上高方式【中小企業・小規模企業（個人事業主含む）】

① 8月14日～8月19日分（県独自時短要請期間）

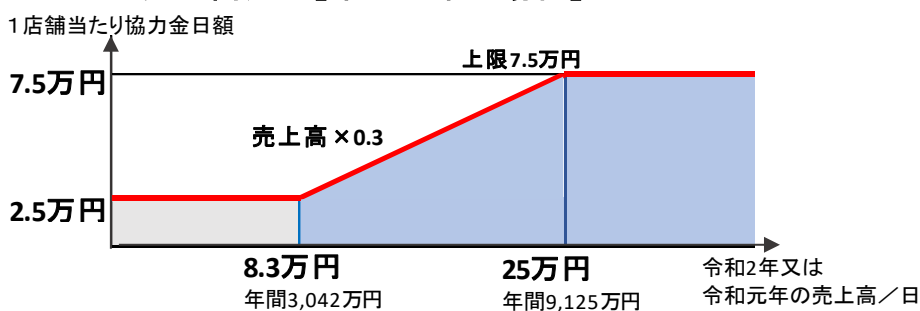
【算定方法】 令和2年又は令和元年の8月の売上高÷31日

＝令和2年又は令和元年の8月の1日当たりの売上高

上記の1日当たりの売上高が

- ・ 83,333円以下：一律 2.5万円 × 協力日数
- ・ 83,333円超～25万円以下：1日当たりの売上高 × 0.3 × 協力日数
- ・ 25万円超：一律 7.5万円 × 協力日数

売上高方式【中小企業の場合】



		令和2年又は令和元年8月の1日当たり売上高		
		～約8.3万円	約8.3～25万円	25万円～
中小企業 (売上高方式)	日額	2.5万円/日	2.5～7.5万円/日 (1日当たりの売上高の3割)	7.5万円/日

② 8月20日～8月26日分（まん延防止等重点措置適用期間）

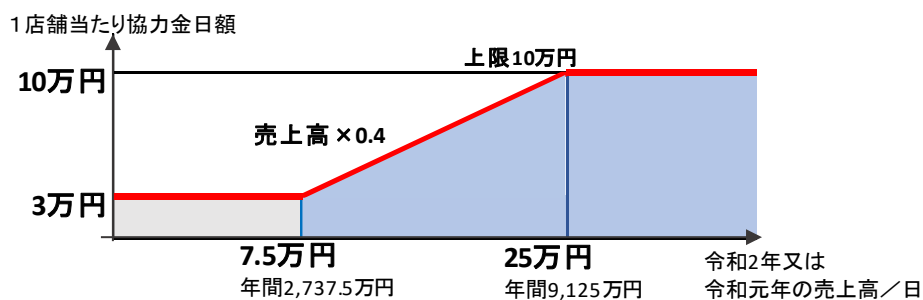
【算定方法】 令和2年又は令和元年の8月の売上高÷31日

＝令和2年又は令和元年の8月の1日当たりの売上高

上記の1日当たりの売上高が

- ・ 75,000円以下：一律 3万円 × 協力日数
- ・ 75,000円超～25万円以下：1日当たりの売上高 × 0.4 × 協力日数
- ・ 25万円超：一律 10万円 × 協力日数

売上高方式【中小企業の場合】



		令和2年又は令和元年8月の1日当たり売上高		
		～7.5万円	7.5～25万円	25万円～
中小企業 (売上高方式)	日額	3万円/日	3～10万円/日 (1日当たりの売上高の4割)	10万円/日

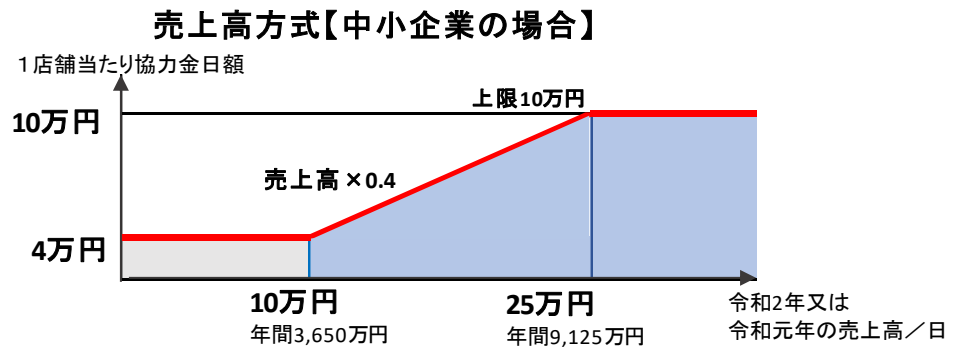
③ 8月27日～9月30日分（緊急事態措置適用期間）

【算定方法】 令和2年又は令和元年の8～9月の売上高÷61日

＝令和2年又は令和元年の8～9月の1日当たりの売上高

上記の1日当たりの売上高が

- 10万円以下：一律 4万円 × 協力日数
- 10万円超～25万円以下：1日当たりの売上高 × 0.4 × 協力日数
- 25万円超：一律 10万円 × 協力日数



		令和2年又は令和元年8～9月の1日当たり売上高		
		～10万円	10～25万円	25万円～
中小企業 (売上高方式)	日額	4万円/日	4～10万円/日 (1日当たりの売上高の4割)	10万円/日

(2) 売上高減少額方式【大企業】

※中小企業等においてもこの方法を選択可。(早期支給を受けられた場合は不可。)

① 8月14日～8月19日分(県独自時短要請期間)

【算定方法】

$$\cdot \{(\text{令和2年又は令和元年8月の売上高} \div 31 \text{日}) - (\text{令和3年8月の売上高} \div 31 \text{日})\} \\ \times 0.4 \times \text{協力日数}$$

<上限額> 20万円又は令和2年もしくは令和元年8月の1日当たり飲食業売上高に0.3を乗じた額のいずれか低い額

大企業 (売上高減少額方式) ※中小企業においてもこの方法を選択可 (早期支給済の場合は不可)	日額	令和2年又は令和元年8月からの1日当たり売上高減少額×0.4 (20万円又は令和2年もしくは令和元年8月の1日当たり売上高×0.3のいずれか低い額)
--	----	---

② 8月20日～8月26日分(まん延防止等重点措置適用期間)

【算定方法】

$$\cdot \{(\text{令和2年又は令和元年8月の売上高} \div 31 \text{日}) - (\text{令和3年8月の売上高} \div 31 \text{日})\} \\ \times 0.4 \times \text{協力日数}$$

<上限額> 20万

大企業 (売上高減少額方式) <small>※中小企業においてもこの方法を選択可 (早期支給済の場合は不可)</small>	日額	令和2年又は令和元年8月からの1日当たり売上高減少額×0.4 (上限20万円)
--	----	--

③ 8月27日～9月30日分(緊急事態措置適用期間)

・{(令和2年又は令和元年8～9月の売上高÷61日)－(令和3年8～9月の売上高÷61日)}
 × 0.4 × 協力日数

<上限額> 20万円

大企業 (売上高減少額方式) <small>※中小企業においてもこの方法を選択可 (早期支給済の場合は不可)</small>	日額	令和2年又は令和元年8～9月からの1日当たり売上高減少額×0.4 (上限20万円)
--	----	--

(3) 新規開業の店舗の場合

令和2年8月2日以降開店の新規開業店舗の場合、以下の計算式で計算します。

① 令和2年8月2日以降開店の店舗の場合

【算定方法】

(開業日から令和3年8月13日までの売上高合計÷開業日から令和3年8月13日までの日数) × (8月14日～8月19日分は0.3、8月20日～9月30日分は0.4)
 × 協力日数

② 令和2年8月2日以降開店の店舗のうち要請期間中に開業した店舗の場合

当該店舗に適用される協力金日額の下限 × 協力日数

※売上高方式を用いることはできませんので、大企業は対象外となります。

2 店舗の所在が「伊勢市、鳥羽市、志摩市、度会町、玉城町、南伊勢町、大紀町、尾鷲市、紀北町、熊野市、御浜町、紀宝町」の場合

(1) 売上高方式【中小企業・小規模企業(個人事業主含む)】

① 8月14日～8月19日(県独自時短要請期間)

及び8月20日～8月26日分(まん延防止等重点措置適用期間)

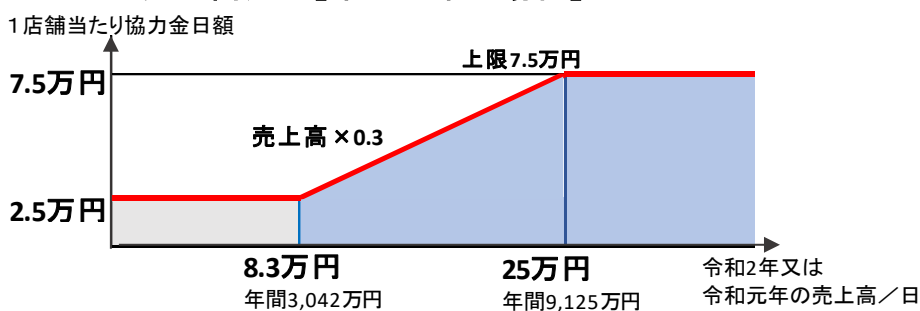
【算定方法】 令和2年又は令和元年の8月の売上高÷31日

＝令和2年又は令和元年の8月の1日当たりの売上高

上記の1日当たりの売上高が

- ・ 83,333円以下：一律 2.5万円 × 協力日数
- ・ 83,333円超～25万円以下：1日当たりの売上高 × 0.3 × 協力日数
- ・ 25万円超：一律 7.5万円 × 協力日数

売上高方式【中小企業の場合】



		令和2年又は令和元年8月の1日当たり売上高		
		～約8.3万円	約8.3～25万円	25万円～
中小企業 (売上高方式)	日額	2.5万円/日	2.5～7.5万円/日 (1日当たりの売上高の3割)	7.5万円/日

② 8月27日～9月30日分（緊急事態措置適用期間）

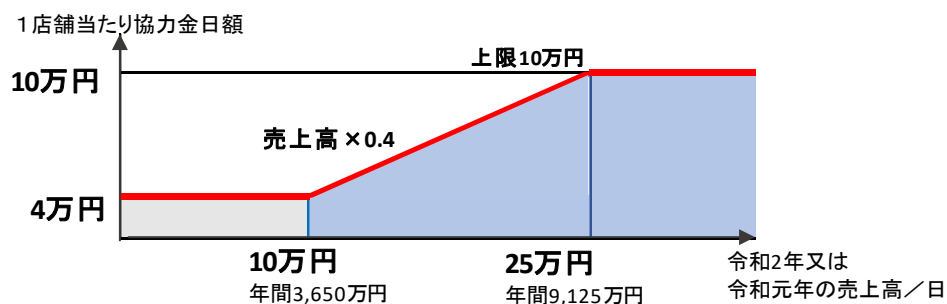
【算定方法】 令和2年又は令和元年の8～9月の売上高÷61日

＝令和2年又は令和元年の8～9月の1日当たりの売上高

上記の1日当たりの売上高が

- 100,000円以下：一律 4万円 × 協力日数
- 100,000円超～25万円以下：1日当たりの売上高 × 0.4 × 協力日数
- 25万円超：一律 10万円 × 協力日数

売上高方式【中小企業の場合】



		令和2年又は令和元年8～9月の1日当たり売上高		
		～10万円	10～25万円	25万円～
中小企業 (売上高方式)	日額	4万円/日	4～10万円/日 (1日当たりの売上高の4割)	10万円/日

(2) 売上高減少額方式【大企業】

※中小企業等においてもこの方式を選択可。(早期支給を受けられた場合は不可。)

① 8月14日～8月19日(県独自時短要請期間)

及び8月20日～8月26日分(まん延防止等重点措置適用期間)

【算定方法】

$$\cdot \{(\text{令和2年又は令和元年8月の売上高} \div 31 \text{日}) - (\text{令和3年8月の売上高} \div 31 \text{日})\} \\ \times 0.4 \times \text{協力日数}$$

<上限額> 20万円又は令和2年もしくは令和元年8月の1日当たり飲食業売上高に0.3を乗じた額のいずれか低い額

<p>大企業 (売上高減少額方式)</p> <p>※中小企業においてもこの方法を選択可 (早期支給済の場合は不可)</p>	<p>日額</p>	<p>令和2年又は令和元年8月からの1日当たり売上高減少額×0.4 (20万円又は令和2年もしくは令和元年8月の1日当たり売上高×0.3のいずれか低い額)</p>
---	-----------	---

② 8月27日～9月30日分(緊急事態措置適用期間)

【算定方法】

$$\cdot (\text{令和2年又は令和元年8～9月の売上高} \div 61 \text{日}) - (\text{令和3年8～9月の売上高} \div 61 \text{日}) \\ \times 0.4 \times \text{協力日数}$$

<上限額> 20万円

<p>大企業 (売上高減少額方式)</p> <p>※中小企業においてもこの方法を選択可 (早期支給済の場合は不可)</p>	<p>日額</p>	<p>令和2年又は令和元年8～9月からの1日当たり売上高減少額×0.4 (上限20万円)</p>
---	-----------	--

(3) 新規開業の店舗の場合

令和2年8月2日以降開店の新規開業店舗の場合、以下の計算式で計算します。

①令和2年8月2日以降開店の店舗の場合

【算定方法】

$$(\text{開業日から令和3年8月13日までの売上高合計} \div \text{開業日から令和3年8月13日までの日数}) \times (\text{8月14日～8月26日分は} 0.3, \text{8月27日～9月30日分は} 0.4) \\ \times \text{協力日数}$$

②令和2年8月2日以降開店の店舗のうち要請期間中に開業した店舗の場合

$$\text{当該店舗に適用される協力金日額の下限} \times \text{協力日数}$$

※売上高方式を用いることはできませんので、大企業は対象外となります。

Ⅱ 申請要件

協力金の申請要件は、次の全ての要件を満たす事業者等（以下「申請者」という。）とします。

※事業者の範囲については、参考を参照してください。

参考

……P. 19

1 県内に営業実態のある対象店舗を有し、営業時間・営業内容等の店舗の運営について決定権を有するものであること。

※なお、以下の店舗は対象外となります。

- ・自店舗専用の飲食専用スペースを有しない店舗
- ・宅配専門店やテイクアウト専門店、キッチンカー
- ・イートインのあるスーパーやコンビニエンスストア
- ・宿泊客のみに飲食を提供する宿泊施設や、施設内の飲食店等

2 要請の期間中・全店舗において、時短営業等に全面的に協力したこと。

- ・全面的に協力とは、要請の期間中・全店舗において、全ての要請に協力いただくことをいいます。（時期、地域により要請内容等が異なりますのでご注意ください。）

なお、要請内容に合わせて営業時間の短縮と休業を組み合わせ実施していただく場合も対象となります。

- ・対象店舗を複数有する場合は、県内の全ての対象店舗において全ての要請に協力いただくことが必要です。1店舗でも要請にに応じていただけなかった場合、協力金の申請要件を満たさないこととなり、全ての対象店舗において協力金が支給されませんのでご注意ください。

3 令和3年8月13日以前から食品衛生法上の有効な許可を取得しており、かつ、要請期間の全てを通して有効であること。

※なお、飲食店営業許可又は喫茶店営業許可のほかに、店舗を営業するうえで必要な許可等がある場合は、それら全ての許可等についても同様の状態である必要があります。

4 三重県が緊急警戒宣言を発出した前日の令和3年8月5日時点で、自主的な休業・時短営業をしていないこと。また、時短営業を行う店舗の場合、通常の営業時刻が20時を越え、常態的に20時以降営業している店舗であること。

※ただし、新規オープンの場合や、第1～3期の協力金支給対象店舗かつ第3期から継続して時短・休業している場合を除きます。

※通常営業終了時刻は、対外的に広く周知されていることが必要です。

5 要請期間中に開業した店舗の場合、三重県からの要請が解除された後に営業の実態があること

※協力金の支払いは、以下のいずれかに該当することが確認できた後になることをご承知おきください。

- ・通常の営業終了時刻が20時より後の店舗の場合は、20時を越えて営業していること
- ・通常の営業終了時刻が20時以前の店舗で、要請期間中に休業していた店舗の場合は、営

業を行っていること

※詳細については県HPに記載の「三重県飲食店時短要請等協力金（第4期） 申請にあたっての注意点をご確認ください。」

- 6 申請事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、三重県暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団関係者に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないこと。

また、上記の暴力団、暴力団員および暴力団関係者が、申請事業者の経営に事実上参画していないこと。

Ⅲ 申請手続

■協力金の申請に必要な書類等の入手方法

以下のいずれかの方法で入手してください。

- ① 三重県庁のホームページからダウンロード

https://www.pref.mie.lg.jp/SHINSAN/HP/p0016400027_00019.htm

- ② 郵送にて請求（申請書類の宛先と同様。令和3年10月22日（金）までの受付（消印有効））

※必ず返信先を記入し、250円切手を貼り付けた返信用封筒（角型2号）を同封してください。

送料が不足する場合、返送できませんのでご注意ください。

<宛先> **〒514-8799 津中央郵便局留**

三重県飲食店時短要請等協力金事務局 宛

<第4期・資料請求>

※他の申請書類と区別するため、必ず第4期の資料請求であることを明記してください。

※切手を貼り付けのうえ、必ず、裏面に差出人の住所および氏名をご記載ください。

■申請書類

提出書類はA4サイズに統一し、提出書類チェックシートの順に並べて提出してください。

※必要に応じて追加書類の提出および説明を求めることがあります。

※申請書類の返却はいたしません。

<申請に必要な書類> ※詳細は別表1を参照してください。

別表1

……P14～P18

1	三重県飲食店時短要請等協力金（第4期）支給申請書兼請求書【第1号様式】（必須）	10	店舗の外観写真（○）（※2）
2	飲食店時短営業等実施店舗【別紙①】（必須）	11	店舗の内観写真（○）（※2）
3	店舗ごとの協力金支給申請額計算書【別紙②】（必須）	12	本人確認書類の写し（○）（※2）
4	誓約書【第2号様式】（必須）	13	通帳の写し（○）（※4）
5	提出書類チェックシート（必須）	14	<p>【売上高方式の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年又は令和元年8～9月分売上台帳（※5） <p>【売上高減少額方式の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年又は令和元年8～9月分売上台帳 ・令和3年8～9月分売上台帳
6	飲食店営業許可証又は喫茶店営業許可証の写し（※1）		
7	通常の営業時間が分かる資料の写し（○）（※2）		
8	時短営業等を実施したことが分かる貼り紙の写し又は当該貼り紙を掲示した店舗写真（○）（必須）		
9	通常営業時に酒類又はカラオケ設備を提供していることが分かる資料（酒：アルコールメニュー等、カラオケ設備：カラオケ設備の写真等）（※3）（※酒類の提供をせず、持ち込みのみの場合は、持ち込み料金表等で持ち込みを認めていることを対外的に周知しているもの）		

（○）貼付台紙に貼り付けて提出してください。

（※1）第1期～第3期提出分の有効期間に第4期の要請期間（令和3年8月14日～令和3年9月30日）が含まれかつ許可内容に変更がない場合は省略できます。

（※2）新規申請者のみ提出してください。第1期～第3期からの継続申請者は省略できます。

（※3）通常の営業時間が20時を越えている場合は提出不要です。通常の営業時間が20時を越えていない場合で、かつ休業要請にご協力いただいた店舗は提出が必要です。

（※4）新規申請者は必ず提出してください。第1期～第3期からの継続申請者は省略できます。ただし、過去に申請した際に指定した口座のいずれとも異なる場合は提出してください。

（※5）申請額が全ての期間において下限額となる店舗は省略できます。

■本協力金の申請受付期間および申請方法

1 申請受付期間

令和3年10月1日（金）から同年11月5日（金）まで（消印有効）

2 申請方法

郵送のみ受付

※持参による申請は一切受け付けできません。

※送料が不足する場合は受け付けできません。発送前に必ず送料を確認のうえご提出ください。

<宛先> **〒514-8799 津中央郵便局留**

三重県飲食店時短要請等協力金【第4期】事務局 宛

※他の申請書類と区別するため、宛先は必ず「三重県飲食店時短要請等協力金【第4期】事務局」
としてください。

※切手を貼り付けのうえ、必ず、裏面に差出人の住所および氏名をご記載ください。

※必ず、レターパックや簡易書留等、郵便物の追跡ができる方法で郵送してください。

IV 協力金の支給までの流れ等

■審査

必要書類に不足がないか、支給要件に該当しているか等を審査します。書類に不足があった場合は、確認のための連絡を行い、追加の書類提出を求めます。

※確認のための連絡が取れない場合や追加書類が三重県の指定する期限内に提出されない場合は、協力金をお支払いすることができませんので、ご注意ください。

■支給の決定

審査の結果、適正と認められたときは協力金を支給します。

※協力金の支給は、申請内容の確認が取れたものから順次行います。

※早期支給分を受給済の方は、支給総額から早期支給分を差し引いた額が支給されます。

■通知

審査の結果、協力金を支給する又は支給しない旨の決定をしたときは、支給又は不支給に関する通知を発送します。

■支給の取り消し

協力金の支給決定後、支給要件に該当しない事実や不正等が判明した場合は、協力金の支給決定を取り消します。この場合、申請者は、協力金を全額返還していただくとともに、事業者名等が公表されることがあります。

V その他

■公表について

時短要請等にご協力いただいた店舗は、その店舗名を三重県ホームページにて市町別に公表します。

■不正等が判明した場合について

虚偽申請や不正受給等が判明した場合、協力金の支給を受けた事業者名等を警察へ通報する場合があります。

■問い合わせ先

県庁、市役所・町役場や商工団体の窓口での申請等の相談は行っておりません。協力金の申請等については、以下の相談窓口にお電話にてお問い合わせください。

<お問い合わせ先> ◆三重県飲食店時短要請等協力金相談窓口
 電話番号：059-224-2247
 受付時間：9時から17時まで（平日のみ）
 開設期間：令和3年11月19日（金）17時まで

別表1

申請に必要な書類


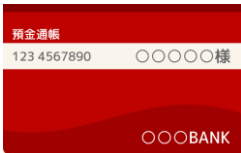

提出書類一覧		
申請様式	1	◆三重県飲食店時短要請等協力金（第4期）支給申請書兼請求書【本申請】【第1号様式】 ※第1号様式は、訂正不可のため、書き間違えた場合は改めて書き直してください。
	2	◆飲食店時短営業等実施店舗 【別紙①】 ※複数の対象店舗を有する場合は、全ての店舗分の記載が必要です。
	3	◆店舗ごとの協力金支給申請額計算書 【別紙②】 ※期間によって支給単価が異なりますので、県独自時短要請期間（8月14日～8月19日分）、まん延防止等重点措置適用期間（8月20日～8月26日分）、及び緊急事態措置適用期間（8月27日～9月30日）分の3枚を作成してください。 ※複数の対象店舗を有する場合は、全ての店舗分をそれぞれ該当区域の用紙を使用して作成してください。全ての店舗分の記載が必要です。 ※売上高方式、売上高減少額方式又は新規開業特例のいずれかを提出してください。
	4	◆誓約書 【第2号様式】 ※個人名で申請する場合は、必ず申請者本人が自署してください。

店舗に関する添付書類		<p>※法人名で申請する場合は、必ず代表者の役職及び氏名を自署してください。 自署ができない場合は代表者印を押印してください。社印は認められません。</p>
	5	<p>◆提出書類チェックシート 全てのチェックが入っていることを確認したチェックシートが必要です。 ※提出書類は、チェックシートの順に並べて提出してください。</p>
	6	<p>◆飲食店営業許可証又は喫茶店営業許可証の写し 原則として申請者本人名義の許可証が必要です。 ※第1期～第3期提出分の有効期間に8月14日～9月30日が全て含まれており、許可内容に変更がない場合は全て省略可能です。(別紙③含む) ※複数の対象店舗を有する場合は、全ての店舗分が必要です。 6 ※公安委員会が発行する社交飲食店営業許可証は不可です。 ※申請者本人名義と異なる場合は、申請者と飲食店(喫茶店)営業許可証の名義が異なる場合の理由書【別紙③】と合わせて業務委託契約書等、関係性を公的に証明できる書類が必要です。 詳細は相談窓口へお問い合わせください。</p> <div data-bbox="1056 421 1439 940" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="981 974 1401 1108" data-label="Text"> <p>有効期間に令和3年8月14日～令和3年9月30日が含まれていること。</p> </div>
	7	<p>◆通常の営業時間が分かる資料の写し 〈貼付台紙1〉 要請前から、通常の営業時間を対外的に広く周知しているものをいいます。 例) 営業時間が記載された店舗看板の写真 営業時間が記載されたメニュー表の写し 営業時間が記載された店舗のチラシ又はホームページの印刷 …等 ※新規申請者のみ要提出。(第1期～第3期からの継続申請者は省略可) ※複数の対象店舗を有する場合は、全ての店舗分が必要です。 ※8月14日～9月30日に新規開業の場合は、時短営業終了後の営業時間の分かるものを添付してください。</p>
	8	<p>◆時短営業等を実施したことが分かる貼り紙の写し 又は 当該貼り紙を掲示した店舗写真 〈貼付台紙2〉 時短営業等を実施したことを対外的に広く周知したもの(三重県作成の貼り紙、自作の貼り紙等)をいいます。 ※以下の項目が記載されていることが必要です。 ①三重県の要請に応じたこと ②実施期間 ③通常の営業時間</p>

	<p>④時短営業期間中の営業時間（又は休業していること）</p> <p>⑤酒類の提供（持込を含む）を行わないこと（必要に応じ）</p> <p>⑥カラオケ設備の利用を行わないこと（必要に応じ）</p> <p>⑦店舗名</p> <p>⑧店舗住所</p> <p>※複数の対象店舗を有する場合は、全ての店舗分が必要です。</p> <p>※写真の場合は、貼り紙の内容が分かるものを添付してください。</p> <p>※貼り替えた場合は、それぞれ掲示されている状態の写真を提出してください。</p>
9	<p>◆通常営業時に酒類又はカラオケ設備提供していることが分かる資料〈貼付台紙3〉</p> <p>酒類を提供している場合 → 酒類を提供していることが分かる資料 （例：アルコールメニュー、店舗のHP等）</p> <p>カラオケ設備 → カラオケ設備の写真等</p> <p>通常の営業時間が20時を越えていない場合で、かつ休業要請にご協力いただいた店舗は提出が必要です。</p> <p>※通常の営業時間が20時を越えている場合は提出不要です。</p> <p>※酒類の提供をせず、持ち込みのみの場合は、持ち込み料金表等で持ち込みを認めていることを対外的に周知しているもの</p>
10	<p>◆店舗の外観写真 〈貼付台紙4〉</p> <p>以下の全てが判別できるものが必要です。</p> <p>①店舗全体</p> <p>②店舗名</p> <p>※新規申請者のみ要提出。（第1期～第3期からの継続申請者は省略可）</p> <p>※令和3年8月14日以降に撮影したものを添付してください。</p> <p>※複数の対象店舗を有する場合は、全ての店舗分が必要です。</p>
11	<p>◆店舗の内観写真 〈貼付台紙5〉</p> <p>以下の全てが判別できるものが必要です。</p> <p>①店内全体</p> <p>②飲食スペース</p> <p>※新規申請者のみ要提出。（第1期～第3期からの継続申請者は省略可）</p> <p>※令和3年8月14日以降に撮影したものを添付してください。</p> <p>※複数の対象店舗を有する場合は、全ての店舗分が必要です。</p>
12	<p>◆本人確認書類の写し 〈貼付台紙6〉</p> <p>申請者（法人の場合は代表者）本人の運転免許証等を提出してください。</p>

お願い

店舗の様子や営業実態は、添付された写真をもとに確認します。写真は複数枚添付いただいても構いませんので、分かりやすい写真の添付をお願いします。

申請者に関する添付書類	13	<p>※運転免許証がない場合は、パスポートや健康保険証等の写しでも申請可能ですが、必ず、現住所が確認できる書類をあわせて提出してください。</p> <p>例) 住民票 氏名・住所が明記された公共料金の領収書 …等</p> <p>※新規申請者のみ要提出。(第1期～第3期からの継続申請者は省略可)</p> <p>※住所変更があった場合は、必ず、変更後の現住所が確認できる部分の写しも提出してください。(例：運転免許証のウラ面)</p>	
	14	<p>◆通帳の写し 〈貼付台紙7〉</p> <p>通帳のオモテ面と1・2ページ目部分の写しを提出してください。</p> <p>※新規申請者は必ず提出してください。第1期～第3期からの継続申請者は省略できます。ただし、過去に申請した際に指定した口座のいずれとも異なる場合は提出してください。</p> <p>※必ず、以下の全ての項目が確認できる部分の写しを添付してください。電子通帳やインターネットバンキングの場合も同様です。</p> <p>①金融機関名 ②支店名 ③口座番号 ④口座名義人(漢字、フリガナ)</p>	<p>オモテ面</p>  <p>+</p> <p>1・2ページ目</p> 
	17	<p>【売上高方式の場合】</p> <p>令和2年又は令和元年の8月、9月分の売上高を元に協力金の金額を算出します。</p> <p>○提出書類</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和2年又は令和元年8月、9月分の売上台帳 <p>※売上台帳には、年月や、売上高の合計額とその内訳(月ごとの売上額)を明確に記載してください。</p> <p>※複数の店舗を申請する場合は、該当する店舗のみ必要です。</p> <p>※飲食業と他の事業を実施している場合は、飲食業のみの売上高が分かるようにしてください。また、テイクアウトやデリバリーの売上高は対象外となりますので、支給額の算定から除いてください。</p> <p>■新規開業の場合の提出書類</p> <p>〔令和2年8月2日以降に開業した場合〕</p> <p>開業日から令和3年8月13日までの売上高を元に協力金の金額を算出します。</p> <p>○提出書類</p> <ul style="list-style-type: none"> 「法人設立届出書」又は「個人事業の開業・廃業等の届出書」 <p>※新規申請者のみ要提出。(第1期～第3期からの継続申請者は省略可)</p> <ul style="list-style-type: none"> 開業日から令和3年8月13日までの売上台帳(省略不可。但し、申請額が全ての期間 	

において下限額となる店舗は省略できます。)

〔令和3年8月14日以降に開業した場合〕

協力金の額は、県独自時短要請期間（8月14日～8月19日）は日額25,000円、まん延防止等重点措置適用期間（8月20日～8月26日）のうち、重点区域は日額30,000円、その他の区域は日額25,000円、緊急事態措置適用期間（8月27日～9月30日）は日額40,000円

【売上高減少額方式の場合】

令和2年又は令和元年の8～9月分の売上高と令和3年8～9月分の売上高を比較した売上高減少額を元に協力金の金額を算出します。

○提出書類

- ・令和2年又は令和元年の8～9月分の売上台帳（省略不可）
- ・令和3年8～9月分の売上台帳（省略不可）

※売上台帳には、年月や、売上高の合計額とその内訳（月ごとの売上額）を明確に記載してください。

※複数の店舗を申請する場合は、全ての店舗分が必要です。

※飲食店と他の事業を実施している場合は、飲食店のみの売上高減少額が分かるようにしてください。また、テイクアウトやデリバリーの売上高は対象外となりますので、支給額の算定から除いてください。

※提出書類の記載内容が不鮮明の場合は、差し替えを求めます。

※申請に必要な書類に関する相談は、以下の相談窓口にて受け付けております。受付時間内にお電話にてお問い合わせください。

<お問い合わせ先> ◆三重県飲食店時短要請等協力金相談窓口

電話番号：059-224-2247

受付時間：9時から17時まで（平日のみ）

開設期間：令和3年11月19日（金）17時まで

参考

中小企業・小規模企業（個人事業主を含む）とは

1 申請要件中の「中小企業・小規模企業」とは、「中小企業基本法」（昭和三十八年七月二十日法律第百五十四号）における「中小企業者の範囲」および「小規模企業者」とし、具体的には次のとおりです。

業 種	中小企業者 (下記のいずれかの条件を満たすこと)		小規模企業者
	資本金の額又は 出資の総額	常時使用する 従業員の数	常時使用する 従業員の数
①製造業、建設業、運輸業 その他の業種(②～④を除く)	3億円以下	300人以下	20人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下	5人以下
④サービス業のうち旅館業	5,000万円以下	200人以下	5人以下
⑤小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下

2 特定非営利活動法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、学校法人などについては、基本財産額・出資金等、常時雇用する従業員数から中小企業・小規模企業と同等とみなせるかどうかで判断します。

<角形2号封筒用>

※キリトリ

〒514-8799

津中央郵便局留

三重県飲食店時短要請等協力金事務局 行

<下記書類在中> ◆第4期分◆

※該当項目にチェックをしてください。

第4期分(8/14~9/30) 新規申請

第4期分(8/14~9/30) 補正書類

※キリトリ

<長形3号封筒用> ※該当項目にチェックしてください。

※キリトリ

〒514-8799

津中央郵便局留

三重県飲食店時短要請等協力金事務局 行
第4期分

第4期分 新規申請
 第4期分 補正書類

*キリトリ線で切り取ったものを封筒に貼り付けて提出してください。

*提出する書類の中身をチェックして提出してください。

(レターパックで提出する際は、レターパック用のあて名用紙をご利用ください。)

<レターパック用>

※キリトリ
【お届け先欄】

※キリトリ
〒514-8799 津中央郵便局留
三重県飲食店時短要請等協力金事務局 行
<第4期分>

※キリトリ

【品名欄】

※該当項目にチェックしてください。

- ※キリトリ
- 第4期分(8/14~9/30) 新規申請
- 第4期分(8/14~9/30) 補正書類

※キリトリ

*** 提出する書類の中身をチェックして提出してください。**
(封筒で提出する際は、封筒用のあて名用紙をご利用ください。)